

## 第1次

# 玉川村男女共同参画計画

～<sup>あす</sup>未来が輝く村づくり“元気な”たまかわ～

平成29年3月

玉川村

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景

- 1 世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 福島県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 玉川村の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第3章 計画の内容

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 計画の体系と具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 基本目標1 男女共同参画に関する啓発活動等の推進

- (1) 男女共同参画意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 基本目標2 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進

- (1) 多様な分野における政策・方針決定の場への活躍促進・・・・・・・・・・ 10
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第4章 計画の推進

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

# 第1章 計画策定の背景

## 1 世界の動き

### ① 国際婦人年

昭和50（1975）年、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促すため、国連はこの年を「国際婦人年」と定めました。同年メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までを「国連婦人の10年」と宣言し、各種施策が推進されました。

### ② 女子差別撤廃条約

昭和54（1979）年、国連第34回総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、女性差別をなくすために必要な措置が定められました。

### ③ ナイロビ将来戦略

昭和60（1985）年、「国連婦人の10年」の最終年にナイロビ世界会議が開催され、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」）が採択されました。

### ④ 第4回世界女性会議

平成7（1995）年、北京で開催された「第4回世界女性会議」において「行動綱領」が採択され、12の重要分野における戦略目標と各国がとるべき行動が示されました。

### ⑤ 女性2000年会議

平成12（2000）年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」において、「政治宣言」が採択され、「ナイロビ将来戦略」及び北京での「行動綱領」の実施に向けての決意表明がなされるとともに、「行動綱領」の実施促進のため、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

### ⑥ 第49回国連婦人の地位委員会

平成17（2005）年、「第49回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から10年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の再認識が行われ、これらの完全実施に向け宣言文が採択されました。

### ⑦ 第54回国連婦人の地位委員会

平成22（2010）年、「第54回国連婦人地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から15年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ迅速な実施に向けた宣言文が採択されました。

### ⑧ 第56回国連婦人の地位委員会

平成24（2012）年、第56回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、東日本

大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組みを促進することを目指して「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

#### ⑨ UN Womenの正式発足

平成23（2011）年、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足しました。

#### ⑩ 第59回国連婦人の地位委員会

平成27（2015）年、第59回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化され実施に向けた宣言文が採択されました。

## 2 国の動き

### ① 国内行動計画の策定

昭和52（1977）年、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に向けての取組方針が示されました。

### ② 女子差別撤廃条約の批准

昭和56（1981）年、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題とした「国内行動計画後期重点目標」が決定され、「男女雇用均等法」をはじめとする法制面の整備が進められ、昭和60（1985）年、日本は批准国となりました。

### ③ 新国内行動計画の策定

昭和62（1987）年、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、男女がその能力を十分に発揮して社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であることが示されました。

### ④ 男女共同参画推進本部の設置

平成6（1994）年、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が内閣に設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

### ⑤ 男女共同参画2000年プランの策定

平成8（1996）年、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて国が取り組むべき施策が示されました。

### ⑥ 男女共同参画社会基本法の制定及び男女共同参画基本計画の策定

平成11（1999）年、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法的計画である「男女共同参画基本計画」が平成12（2000）年12月に策定されました。

### ⑦ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行

平成13年（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行され、都道府県の婦人相談所等において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことや、裁判所が保護命令を発することなどが規定されました。

#### ⑧ 男女共同参画会議及び男女共同参画局の設置

平成13（2001）年、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

#### ⑨ 次世代育成支援対策推進法の施行

平成15（2003）年、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するための基本理念などが定められました。

#### ⑩ 第2次男女共同参画基本計画の策定

平成17（2005）年、男女共同参画会議からの答申を受け「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組などが盛り込まれました。

#### ⑪ 改正男女雇用機会均等法の施行

平成19（2007）年、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、性別による差別の禁止範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

#### ⑫ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章等の策定

平成19（2007）年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むための指針が示されました。

#### ⑬ 改正育児・介護休業法の施行

平成21（2009）年、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、「育児・介護休業法」が改正されました。従業員数100人以下の中小企業については一部の規定の適用が猶予されていましたが、平成24年7月1日より全面施行となりました。

#### ⑭ 第3次男女共同参画基本計画の策定

平成22（2010）年、男女共同参画会議からの答申及び男女共同参画基本法施行後10年の反省を踏まえ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。実効性のあるアクション・プランとするため、「2002年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする」などの成果目標が設定されました。

#### ⑮ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

平成25（2013）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。

#### ⑯ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の公布

平成27（2015）年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に対して、「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられ、平成28（2016）年4月に全面施行されることになりました。

### 3 福島県の動き

#### ① 青少年婦人課の設置及び婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画の策定

昭和53（1978）年、女性行政の総合的な推進体制を確立するため、青少年婦人課が設置され、昭和58（1983）年、「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」が策定されました。

#### ② ふくしま新世紀女性プランの策定

平成6（1994）年、新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」が策定されました。また、同年、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置しました。

#### ③ 男女共生センターの開設及びふくしま男女共同参画プランの策定

平成13（2001）年1月、県内の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターが開設されました。また、「男女共同参画プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要性があることから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、同年3月、「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

#### ④ ふくしま男女共同参画推進連携会議の設置及び福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例の制定

平成14（2002）年、県内の各界各層の主体的取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議が設置されました。また、同年、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）が制定されました。

さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」が設置され、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共同センターに男女共同参画推進員を配置されました。

#### ⑤ ふくしま男女共同参画プランの改定及び福島県男女共同参画推進本部の設置

平成17（2005）年、平成14年に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することを目的に、「ふくしま男女共同参画プラン」が改定されました。

また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」が設置されました。

#### ⑥ 人権男女共生課の設置

平成20（2008）年、平成15（2003）年に県において導入したF・F（フラット・フ

レキシブル) 型行政組織の一層の深化と分かりやすく親しみやすい県政の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を担当する部署として、人権男女共生課が設置されました。

#### ⑦ ふくしま男女共同参画プランの改定

平成21(2009)年、平成17年に改定した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために、新しい施策展開が必要であるとして、平成22年度の終期を待たずに1年前倒しして本プランが改定されました。

#### ⑧ ふくしま男女共同参画プランの一部改定及び青少年・男女共生課の設置

平成24(2012)年、平成21年に改定した「ふくしま男女共同参画プラン」について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故による災害の教訓を踏まえ、復興・防災における男女共同参画の推進が必要であるとして、一部改正されました。

また、同年、人権男女共生課と青少年育成室を統合し、青少年・男女共生課が設置されました。

#### ⑨男女共生課の設置

平成27(2015)年、こども未来局の新設により青少年行政が移管されたことに伴い、男女共生課に改称されました。

## 4 玉川村の動き

本村においては、平成28年4月1日現在、委員会等における女性の割合は、21.5%と、行政の役割としての認識が見直されている途上で、積極的に女性を登用する意識が高まっている現状です。

また、ボランティア団体等においても、女性の割合は高くなっています。

しかしながら依然として、女性の能力・適正への偏見や「男性の役割・女性の役割」、「男性は主要業務・女性は補助的業務」といった固定的な概念が根強くあり、地域での活動や公職への積極的な登用など男女が共に社会参画するための条件整備も十分とはいえません。

このため、平成28年3月に策定した「第6次玉川村振興計画」においては、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画するためには、家庭と仕事、その他の活動との両立が不可欠で、育児や介護など社会全体で支える環境整備と男女共同参画に関する教育が必要であり、意識向上に取り組んでいくことが必要であるとし、「様々な分野における男女共同参画の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男女共同参画推進計画の策定」を主要施策に掲げ、「<sup>あす</sup>未来が輝く村づくり“元気な”たまかわ」を目指すこととしています。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成に向けた取組を進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

また、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するため特に必要な要素とし、計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。

村では、平成28年3月、「第6次玉川村振興計画」～<sup>あす</sup>未来が輝く村づくり“元気な”たまかわ～を策定し、「5. 交流と協働の村づくり」の中で「5-3男女共同参画の推進」を掲げ、「様々な分野における男女共同参画の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男女共同参画推進計画の策定」を主要施策として、本村における男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めていくこととしました。

このようなことから、男性、女性の性別にかかわらず、「あらゆる分野に対等な立場で参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現を目指すため、「第1次玉川村男女共同参画計画」を策定します。

### 2 計画の性格と位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、国の「第4次基本計画」及び福島県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、玉川村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第3章 計画の内容

### 1 基本理念

男女が共に考え 共に尊重し

共に支え合いながら生きる社会づくり

### 2 計画の体系と具体的内容

基本目標	重点目標	内 容
男女共同参画に関する啓発活動等の推進	男女共同参画意識の啓発	①広報・HP等による男女共同参画の普及啓発 ②各関係機関等との連携による啓発活動
	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校教育、生涯学習など様々な場を通じた啓発活動 ②固定的な性別役割分担意識の解消、男女共生意識の浸透
政策・方針決定の場への男女共同参画の促進	多様な分野における政策・方針決定の場への活躍推進	①委員選任のあり方の見直しと女性登用の推進 ②意思決定過程への女性参画推進 ③女性の能力向上やリーダーの育成
	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	①安心して子育てができる環境づくりの推進 ②事業主の理解と職場環境整備の促進

## 基本目標 1 男女共同参画に関する啓発活動等の推進

### (1) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会への取組みが全国で進められていますが、「男女共同参画」という言葉や基本的な考え方が認知され、理解されるまでに至っていないのが現状です。

また、その考え方や捉え方は性別・年代によって異なりますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という女性の生き方を固定的な考えで捉えようとする意識が存在しています。

また、本村では、男女共同参画に関する情報を発信することに消極的な姿勢でもあることから、いまだに固定的な性別役割分担意識や不平等感が社会的に解消されないことに加え、「男女共同参画」の考え方が十分に理解されていません。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに、より理解を深めることが重要です。そのためには、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動を積極的に行います。

#### ① 広報・HP等による男女共同参画の普及啓発

様々な機会をとおして男女共同参画の視点を定着させるための広報・啓発活動に取り組み、意識の高揚を図ります。

#### ② 各関係機関等との連携による啓発活動

男女共同参画に関する関係機関や団体等と連携し、啓発活動を行います。

## **(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実**

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが重要です。

また、教育の充実が男女共同参画を推進していくうえで人格形成に大きな影響を与え、特に幼児期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むことができます。

家庭・学校・地域等において、男女共同参画意識の浸透を図るため、学習機会の充実を図ります。

### **① 学校教育、生涯学習など様々な場を通じた啓発活動**

各小学校の児童・生徒に対し、男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点に立った授業の取り組みに努めます。

### **② 固定的な性別役割分担意識の解消、男女共生意識の浸透**

男女の固定的な役割分担意識の是正や意識改革、男女が共に支え合う社会の実現の意識啓発に努めます。

## 基本目標 2 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進

### (1) 多様な分野における政策・方針決定の場への活躍推進

男女共同参画社会への実現には、男性も女性も同等に政策・方針決定の場に参画することが重要です。

男女があらゆる分野で共に参画することによって、多様な視点や価値観、新たな発想が反映され、共に構築することで、よりよい社会を築くことができます。

男女共同参画基本法では、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない」（第5条）とされています。

しかし、本村では、ボランティア団体等に占める女性の割合は高いものの、審議会等の委員や委員会等の委員の女性の割合は低く、また、若い世代の参画も少ないため、男女共に参画できる体制づくりに努めます。

#### ① 委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進

あらゆる分野で男女が共に参画できるよう委員選任の見直しを行い、政策・方針決定の場の女性の登用を積極的に推進します。

#### ② 意思決定過程への女性参画促進

女性の視点や価値観、新たな発想による意見が十分反映されるよう、意思決定過程への参画を推進します。

#### ③ 女性の能力向上やリーダーの育成

各分野へ女性の登用を促進するため、活動しやすい環境づくりや研修等の機会を提供し、人材の育成に努めます。

## (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、男女が共に働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援制度の充実が求められています。

女性の社会進出は進む中、育児や介護などの両立が難しく、男性と比較して生涯にわたる就業を継続しにくい環境にあります。

男女が共に働きやすい職場環境づくりのためには、職場の理解が不可欠であることから、事業者や個々の就業者への情報提供や啓発を行う必要があります。

また、家庭においては、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、バランス良く参画できるよう取り組む必要があります。

### ① 安心して子育てができる環境づくりの推進

子育て家庭が必要とする保育サービスや放課後児童クラブの充実を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。

### ② 事業主の理解と職場環境整備の促進

事業主や団体等に対し、ワーク・ライフ・バランス推進に係る意識啓発を図り、仕事と家庭生活が両立しやすい各種制度の普及に努めます。

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進

男女共同参画社会の実現には、事業者や関係団体との連携を図りながら、住民の理解と協力を得ることが重要です。

そのためには、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

### 2 推進体制

#### (1) 庁内の推進体制の明確化

本村の男女共同参画に関する認識が低いことから、先ず庁内の職員一人一人が男女共同参画の理念を認識することに努め、推進体制を明確にします。

また、庁内での連携を図り、男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、本計画の推進及び進行管理を図ります。

#### (2) 事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、積極的に広報・啓発活動を実施し、事業者・関係機関・各種団体等の連携及び協力体制づくりに努めます。